

計画事業に係る事後評価記載様式(最終年度)

市町村名	愛知県長久手市	協議会名	長久手市地域公共交通会議
------	---------	------	--------------

Ⅰ 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備したか。

本市では、平成20年11月25日に道路運送法に基づく「長久手町地域公共交通会議」を設置し、その後の平成21年5月28日には同会議に法定協議会の要素も加え、Nーバス昼間便再編を中心に「長久手町地域公共交通総合連携計画」を策定し、同年9月1日から実証運行を開始している。さらに、平成22年度中に実証運行の見直しに向けた検討を行い、平成23年4月1日から見直した路線にて新たに実証運行を開始している。平成23年度は4回の地域公共交通会議を開催し、路線見直し後の実態把握と問題点の検証、平成24年度の事業計画の検討を行い、当該事業を本格実施する環境の整備を行った。

Ⅱ 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

総合事業計画において、平成23年度は「Nーバスの実証運行及びNーバスの車両増備による運行本数増加の実証運行」、「公共交通マップ作成」、「周知・広報活動の強化」、「公共交通利用実態調査」を実施事業として位置づけている。

「Nーバスの実証運行及びNーバスの車両増備による運行本数増加の実証運行」は、バス車両を1台増車して運行本数を前年度の59本/日から81本/日に増便し、平成23年4月1日から見直した路線で運行を開始した。4～12月までの利用者数は148,235人で、対前年比16%増となり、各月の利用者数は愛・地球博開催年を除き、過去最高を記録している。また、ICカード「マナカ」の運用を、平成23年4月1日から開始した。本格実施に備え、耐用年数を越えたNーバス車両を1両買い替えた。

「公共交通マップ作成」は、既存のタウンガイドマップに公共交通情報を盛り込む形で作成し、平成24年1月4日からの市制施行に合わせて発行した。

「周知・広報活動の強化」については、平成23年4月1日からNーバスの見直し路線での運行開始に合わせて、バスマップとポケット時刻表を作成し、バスマップについては全戸配布を行ったほか、公共交通利用実態調査の住民アンケート調査への同封や、リニモのイベントなどにおいても積極的に配布した。また、市ホームページにおいて関連する交通事業者や自治体の公共交通情報の追加のほか、駅すばあとコミュニティバス探索サイトの「コミたん」へ登録を行い、Nーバスの利用経路や時刻の探索利便性を高めた。その他に、市役所の情報コーナーに、市内路線バスや隣接市のバス時刻表を置く情報提供を開始したほか、藤が丘駅やリニモ駅にNーバスのバス停までの乗継経路を掲示した。

「公共交通利用実態調査」は、Nーバスの利用実態調査(調査日:10月19日)と住民アンケート調査を実施し、調査結果を分析した。

Ⅲ 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

「公共交通利用者数」については、交通事業者が集計する利用実績により把握を行い、平成20年度基準値に対する10%アップの目標に対し、Nーバスとリニモは達成されたが、名鉄バスは達成されなかった。

「公共交通の推進度」は、アンケート調査により把握を行い、公共交通による移動を便利にするための施策について『進んでいない』と回答する割合を25%未満とする目標に対し、達成できなかった。

「公共交通転換者」は、アンケート調査により把握を行い、調査段階ごとの増加を目標とし、今回の結果を基準として連携計画の計画期間の平成25年度までに評価を実施する。

- ② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

昨年度実施した住民アンケート調査において事業に対する満足度と重要度を調査し、「Nーバスの実証運行」、「公共交通マップ作成」は、平均よりも重要度が高い状況にあることが把握でき、目標達成に向けて適切な事業と考える。また、「周知・広報活動の強化」については、Nーバスを利用しない理由の中で「どこを通っているか知らない」という回答割合が比較的多かったため、目標達成に向けて適切な事業と考える。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

IV 自立性・持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

- ① 実施した事業を本格実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

平成23年4月1日の見直しでは、ニーズの高い公共施設へのアクセス利便性を高めるための一部ルート変更、一部で残った一方向運行路線の双方向運行化、バス車両1台の増車及び利用者が多い路線の増発などを行った結果、平成23年4月以降の各月の利用者数は愛・地球博開催年を除いて過去最高を記録しているものの、住民アンケート調査結果より周知・広報活動に改善の余地があることを把握した。

2 事業の実施環境

- ① 当該事業の本格実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

Nーバスの運行は従来から市の行政サービスにおける重要な事業と位置付けており、市一般財源により支出しており、翌年度もこれまでと同様に予算要望を行っている。

- ② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を本格実施する環境を整備したか。

Nーバスは平成23年4月1日から見直した路線での運行を開始し、平成24年1月4日からの市制施行に伴う一部バス停名称の変更を契機として、情報提供の強化によって利用促進を図るために、バスマップとポケット時刻表を増刷した。また、情報発信ツールとして広報紙の有力性が、アンケート調査結果より明らかになったので、広報紙やチラシ配布を軸としながらホームページなどにおいても更なる周知に努め、住民の自主的な利用を促すよう啓発する。

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

- ① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっていたか。

本市地域公共交通会議設置要綱第2条において、本会議の協議事項として「地域公共交通活性化再生法第5条の規定に基づく地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び総合連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項」と規定しており、これに基づき審議している。

- ② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられていたか。（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められていたか。）

本市付属機関設置要綱において委員の公募を義務化しており、本会議では公募委員に委嘱を行っている。平成22年11月の任期満了に伴い、これまでの2名から3名に増員した。また、昨年度は「公共交通利用実態調査」を行い、利用者や住民の意向を反映し、Nーバスの見直しを行った。

- ③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されていたか。

平成23年度は、Nーバスの見直し後の実態把握と連携計画の評価を中心として4回開催し、公共交通利用実態調査の方法や結果、連携計画の地域公共交通活性化・再生総合事業としての最終年度の評価について協議したほか、計画事業に係る自己評価報告案について協議した。また、各交通事業者から利用実績等の状況報告を受けて、状況の共通認識を図るようにした。

- ④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されていたか。

本市付属機関の会議の公開に関する基準に基づき、会議開催の事前案内や傍聴、資料閲覧、議事録等の開催結果について開示している。

- ⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を本格実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

本会議には交通事業者や公募住民、運輸局や県、市交通担当等、交通関係団体や住民が委員であるため、こうした地域関係者によって、総合連携計画に示した目標達成に向けた事業実施について合意形成を図っている。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。